

令和4年度
優良PTA被表彰団体の決定について

1 文部科学大臣表彰

被表彰団体 2 団体

団体名	現会長	現校長
川崎市立新城小学校PTA (保護者と教職員の会)	大谷 一博	伊東 芳男
川崎市立生田小学校PTA	栗原 智子	渡邊 晴美

表彰式：令和4年11月18日(金) ホテルニューオータニ

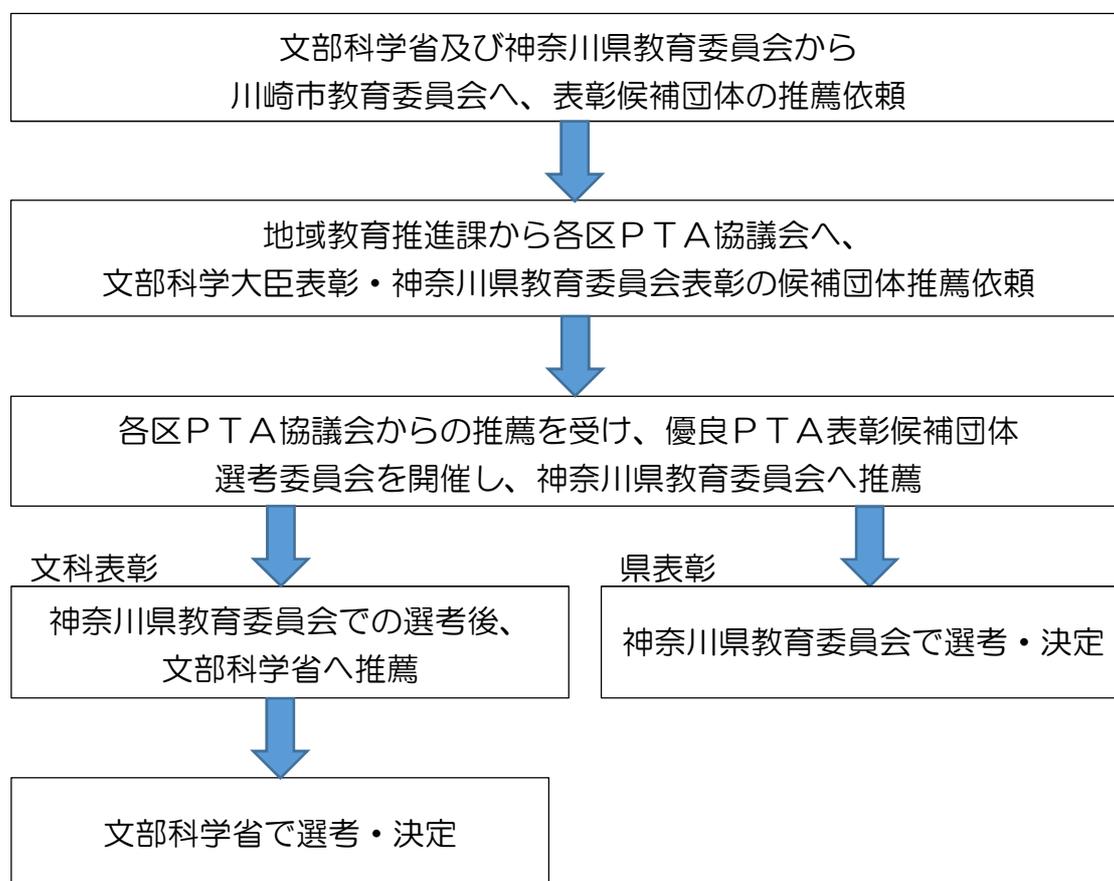
2 神奈川県教育委員会表彰

被表彰団体 2 団体

団体名	現会長	現校長
川崎市立西高津中学校PTA	河崎 基	西 道生
川崎市立菅中学校PTA	花村 勝巳	篠崎 敏行

表彰式：令和4年9月8日(木) 神奈川県庁

※参考 表彰団体選考の流れ



被表彰団体業績

【文部科学大臣表彰】

1. 川崎市立新城小学校PTA（保護者と教職員の会）

PTA本部専用メールアドレスやHPを利用し、会員はもちろん、非会員からも意見を聞くことができる体制を整えている。また、毎年1月頃にアンケートを実施し、その年の活動評価や次年度の活動についての意見を聞き、活動に活かすなど、会員の意見や要望を活動に反映させていることなどの取組が評価された。

2. 川崎市立生田小学校PTA

学区が広く、登下校時に危険箇所が多く存在しているため、校外委員会が主体となり、毎月2回パトロール強化デーを設定して、学校・保護者・地域が一体となりパトロールを実施している。パトロール中は、危険箇所の確認等を行いながらあいさつ運動もすることで、子どもにマナーを身につけてもらえるよう工夫をしていることなどの取組が評価された。

【神奈川県教育委員会表彰】

1. 川崎市立西高津中学校PTA

新型コロナウイルス感染症の影響により多くのイベントが中止になる中、例年、学校や地域住民と連携し、生徒の体験学習を目的として実施している「トライやるDAY」を、感染症対策を講じながら開催した。また、本イベントは生徒が地域とのつながりを感じる機会となり、このようなイベントを積極的に行ったことなどの取組が評価された。

2. 川崎市立菅中学校PTA

令和3年度からオンラインツールを活用し、会議運営のオンライン化や資料印刷経費の削減など、効率的・効果的なPTA活動を行っている。また、保護者からPTA総会で予算や活動内容をはじめとする質問が挙がったことをきっかけにして、PTA内部の事務や委員会活動等の大幅な見直しを行い、各委員会で話し合った問題点や会員の意見を予算・活動へ適切に反映するなどの取組が評価された。

年度別優良PTA受賞団体一覧（行政区別、過去5年分抜粋）

（県）：神奈川県教育委員会表彰 （文）：文部科学大臣表彰 （P）：日本PTA全国協議会会長表彰

年度 (H・R)	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
H29	渡田中（県）	東小倉小（県）	大戸小（P）	子母口小（県） 新作小（文）		東生田小（県） 菅小（文）	岡上小（県） 東柿生小（P）
H30	宮前小（県）	古市場小（県）		子母口小（文）	菅生中（文） 白幡台小（県）	西菅小（P） 下布田小（県）	栗木台小（P） 柿生中（県）
R1	向小（県） 宮前小（文）	御幸中（県） 古市場小（文）	新城小（県）		南野川小（県）	生田小（県） 東生田小（P）	岡上小（P）
R2	殿町小（県） 向小（P）	下河原小（県） 下平間小（P）		久末小（県）	平小（県） 南野川小（文）	下布田小（文） 東菅小（県）	
R3		下河原小（P）	今井中（県）	久末小（文） 東高津小（県）	犬蔵小（県）	東菅小（文） 南生田中（県）	
R4			新城小（文）	西高津中（県）		生田小（文） 菅中（県）	

※令和4年度については日本PTA全国協議会会長表彰の該当なし

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日
文部科学大臣決定
令和2年4月7日
一部改正

1 趣旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織・運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動。文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあつては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあつては5団体以内の推薦分をこれに加えることができる。）を選考し（選考にあつては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。）、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあつては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考にあつては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦されたPTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号）第6条の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、参加しやすい環境づくりや効果的な運営が行われていること。
- イ 会員それぞれの状況等に配慮しながら、幅広く意見聴取を行うなど会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動。文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するPTAは表彰の候補者となることができない。

- (1) 表彰の期日において発足した日から3年を経過していないPTA。
- (2) 同年度の優良PTA文部科学大臣表彰に推薦されるPTA。

(推薦)

第3条 神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。

2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰表彰候補PTA推薦書（別紙様式1）に、表彰候補PTA調査票（別紙様式2及び別紙様式3）及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(被表彰PTAの選考)

第4条 教育長は、前条により推薦されたPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。

2 被表彰PTAの決定に当たっては、優良PTA表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第6条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

- 附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。
- 2 優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱（平成7年6月27日制定）は、廃止する。
- 附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成22年2月5日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成26年1月14日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成27年1月26日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成28年1月18日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成28年7月27日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成30年1月31日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

別 表（第3条関係）

推薦者	推薦対象PTA
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校・高等学校及び義務教育学校のPTA
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の小・中学校及び高等学校のPTA
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び義務教育学校のPTA
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校のPTA
神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中学校のPTA
神奈川県立高等学校PTA連合会会長	県立の高等学校及び中等教育学校のPTA

神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県聾学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
神奈川県盲学校 P T A 連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校の P T A
横浜国立大学教育学部長	横浜国立大学教育学部附属小・中学校の P T A

令和4年度 優良PTA表彰候補団体選考委員会要項

1 趣旨

PTAの健全な育成発展に資するために、文部科学大臣、神奈川県教育委員会が表彰する優良PTA表彰候補団体を、その目的、性格、活動に照らして適正に選考する。

また、川崎市PTA連絡協議会へ日本PTA会長表彰被推薦候補団体を推薦する。

2 選考委員会

(1) 委員長 生涯学習部長

(2) 委員 指導課長 指導主事 生涯学習推進課長 教育文化会館長 各市民館長

3 内容

(1) 文部科学大臣表彰被推薦候補団体の選考 2団体

(2) 神奈川県教育委員会表彰被推薦候補団体の選考 5団体

(3) 日本PTA会長表彰被推薦候補団体の推薦 2団体

4 選考基準

(1) 組織・運営

ア 組織がよく整備されていること。

イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。

ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。

エ 予算・経理が適切であること。

オ 広報活動が活発に行われていること。

(2) 活動

ア 学校教育及び家庭教育に関する学習活動、その他の成人教育に関する諸活動が活発に行われていること。

イ 児童・生徒の学校外における諸活動の促進を図ったり、生活の指導がよく行われていること。

ウ 地域の教育環境の改善に効果をあげていること。

エ PTAの諸活動において、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図っていること。

5 候補団体の選考及び推薦方法

(1) 推薦は、川崎市PTA連絡協議会を通して各区PTA協議会長から推薦を受けた団体の中から選考を行い、関係書類を添えて神奈川県教育委員会に提出する。

(2) 文部科学大臣表彰被推薦候補団体は、過去5年以内に神奈川県教育委員会表彰を受賞した団体であること。

(3) 選考委員会は、文部科学大臣表彰被推薦候補団体を優先して選考する。その後、神奈川県教育委員会表彰被推薦候補団体を選考する。また川崎市PTA連絡協議会へ日本PTA会長表彰被推薦候補団体の推薦を行う。



4 文 科 教 9 5 3 号
令 和 4 年 1 0 月 5 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

令和4年度優良PTA文部科学大臣表彰（小学校，中学校，
義務教育学校，特別支援学校，私立幼稚園・認定こども園
PTA）被表彰団体の決定について（通知）

標記について，優良PTA文部科学大臣表彰要項に基づき，下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

被表彰団体名： 横浜市立東汲沢小学校 PTA
川崎市立新城小学校 PTA（保護者と教職員の会）
川崎市立生田小学校 PTA
厚木市立依知南小学校 PTA
神奈川県立小田原養護学校 PTA

<本件担当>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課事業係

TEL : 03-6734-2971 [内線 : 2971]

FAX : 03-6734-3718

Email : pykyosai@mext.go.jp



川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和4年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、次のとおり表彰団体が決定しましたので通知します。

ついては、表彰式を次のとおり行いますので、被表彰団体に対し表彰決定及び代表者の表彰式への出席（1団体2名まで）について御連絡いただき、別紙「出席者名簿」により、令和4年8月22日（月）までに電子メールにて当課あて御報告くださいますようお願いいたします。出席については任意であり、欠席の場合は賞状をお送りさせていただきます。

- 1 被表彰団体 川崎市立西高津中学校PTA
川崎市立菅中学校PTA

2 表彰式

(1)日 時 令和4年9月8日（木）14:00～14:30（受付は13:45～14:00）

(2)場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場（横浜市中区日本大通1）

(3)交 通 別添周辺案内図のとおり

- (4)その他
- ・御出席の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためマスクの着用をお願いします。また、御自身で健康状態の確認と検温を済ませ、発熱・息苦しさ等の症状のある方は、参加を控えていただきますようお願いいたします。
 - ・お車での御来場は御遠慮ください。

問合せ先

教育局生涯学習部生涯学習課

社会教育グループ 永野、大和田、澤

電 話 (045)210-8347(直通)

ファクシミリ (045)210-8939

電子メール syakyou@pref.kanagawa.lg.jp